

新居浜市立地適正化計画(案)に関する意見募集の結果について

平成30年8月27日
建設部都市計画課

- 1 意見募集期間 平成30年7月13日(金)～8月10日(金)
- 2 意見提出人数 3人
- 3 意見提出件数 4件
- 4 意見の概要と意見に対する考え方

整理番号	提出された意見の概要	意見に対する考え方
1	農地は耕作以外に、洪水防止、保養・安らぎ、河川流安定、土砂流出防止、気温上昇緩和など環境保全的機能など多面的な機能がある。その農地を今後も維持するべく都市計画の中に積極的に取り入れて、住みよい新居浜を後世に引き継いでいくことを提案する。	本計画は、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画です。そのため、計画(案)ではそのことを主眼に置いて計画しております。 ご提案の農地保全につきましては、今後、都市計画マスタープランなどの新居浜市全体を考慮した計画時に必要な検討を行ってまいります。
2	(都) 港町松神子線(昭和通り)以南、(都) 宇高西筋線(市道松の木東雲線)以西の約60haを居住誘導区域に追加する事を要望する。 【理由】 ・人口密度が高くDID地区である。 ・高津地区の中心であり、公民館・小学校・保育園・派出所・農協・郵便局・銀行・スーパー・消防団詰所等の都市機能が全て集積。 ・人口減少が加速し、空き家が増加、防火・防犯・都市景観上多くの問題が発生する。 ・小学校から離れた地域を居住誘導区域とするのは都市計画上疑問。	居住誘導区域につきましては、校区ごとの視点ではなく、市全体として次のようなことを考慮し設定しています。 ・今までの都市計画との整合性及び連続性 ・人口密度の高さや成長性 ・公共交通(バス・鉄道)の利便性が高い区域 ・都市拠点へのアクセス性が高い区域 ・災害の危険性が高い区域は除外 ご要望の地区につきましては、次のようなことから、現段階では居住誘導区域として設定しないこととしております。 ・旧の市街化調整区域であり、現在も用途地域は設定されていない。 ・人口密度は現在設定している居住誘導区域の平均より低く、成長性は市全体の平均値より低いことが推計されている。 ・公共交通の利便性については、主要地方道壬生川新居浜野田線と(都) 港町松神子線の沿線につきましてはバス交通利用圏域ですが、それ以外の地区につきましてはバス交通圏域外となっている。
3	現道の国道11号ではなく、11号バイパスを中心とした都市機能誘導区域が必要。	国道11号バイパスの全面供用を考慮し、駅南から11号バイパスまでの間を都市機能誘導区域(JR新居浜駅周辺地区)として位置付けております。
4	新居浜市の玄関口である、松山自動車道の新居浜インターチェンジ関連路線には、工場誘致も進んでいる。また、運動公園構想もある。 インターチェンジ周辺地区、11号バイパスとの関連も本計画に記載すべき。	本計画は、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画です。そのため、工業関係については、本計画には記載しておりません。 なお、11号バイパス、インターチェンジへ繋がる郷桧の端線、現国道11号に囲まれた区域及びその付近は居住誘導区域に位置付けております。

5 備考

この結果は、新居浜市立地適正化計画策定にあたり事務局(都市計画課)の考え方を示したものです。

いただいたご意見は個人情報に関する部分を削除いたしまして、策定委員会に全て報告のうえ、ご審議をいただくことになっております。